



令和7年度 トラック輸送における
取引環境・労働時間改善地方協議会

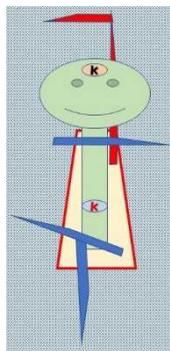
2026年1月から新たに施行！
取適法(中小受託取引適正化法)
の概要など



公正取引委員会事務総局 取引部 企業取引課



【本日の説明内容】



- 1. 取適法の概要と改正事項の要点**
- 2. 労務費転嫁指針・相談窓口等**



1. 取適法の概要と改正事項の要点

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、
「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において
賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するため
には、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造
的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻
害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取
引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を
検討してきた。

規制の見直し

- ① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）**
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加
- ② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）**
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設
- ③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当**
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止
- ④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）**
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止
- ⑤ 面的執行の強化**
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法	▶ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
通称：下請法	▶ 略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
親事業者	▶ 委託事業者
下請事業者	▶ 中小受託事業者
下請代金	▶ 製造委託等代金

取適法（中小受託取引適正化法）の概要

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超
資本金1千万超3億以下
常時使用する従業員300人超

中小
受託
事業者

資本金3億以下(個人含む)
資本金1千万以下(個人含む)
常時使用する従業員300人以下(個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超
資本金1千万超5千万以下
常時使用する従業員100人超

中小
受託
事業者

資本金5千万以下(個人含む)
資本金1千万以下(個人含む)
常時使用する従業員100人以下(個人含む)

義務

発注内容を明示する義務(発注書の交付)

取引に関する書類等を作成・保存する義務(2年)

支払期日(受領後60日以内)を定める義務

遅延利息(14.6%)の支払義務

※赤色は改正内容

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延(手形払等の禁止)

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買ったたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

取引の内容

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金 3 億超

資本金 1 千万超 3 億以下

常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金 5 千万超

資本金 1 千万超 5 千万以下

常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

※赤色は改正内容

特定運送委託① 【第2条第5項】 **【改正】**

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

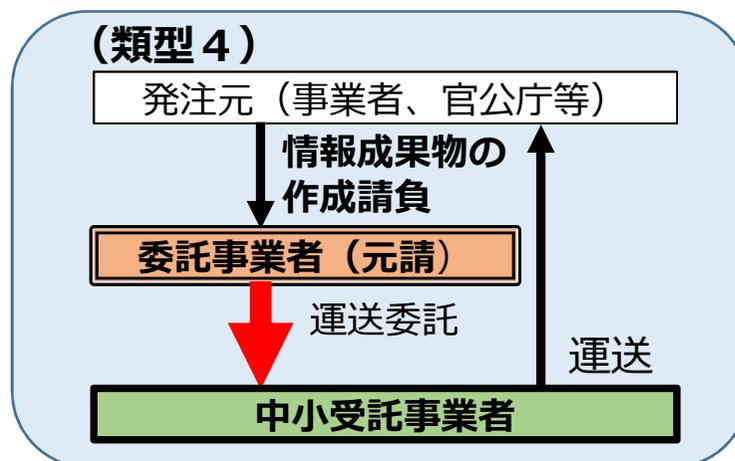
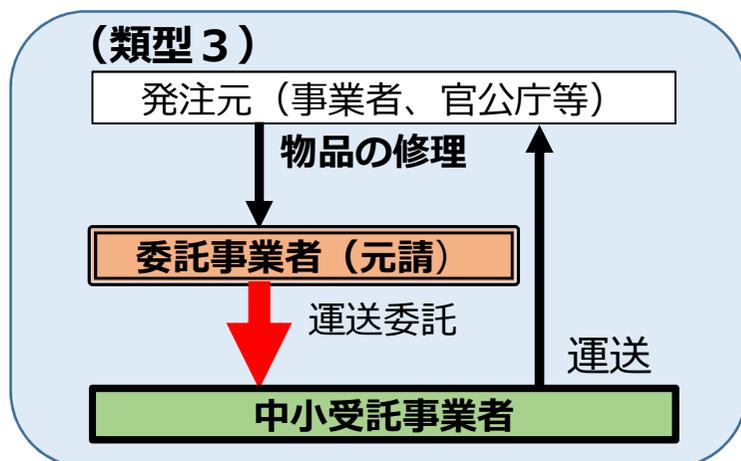
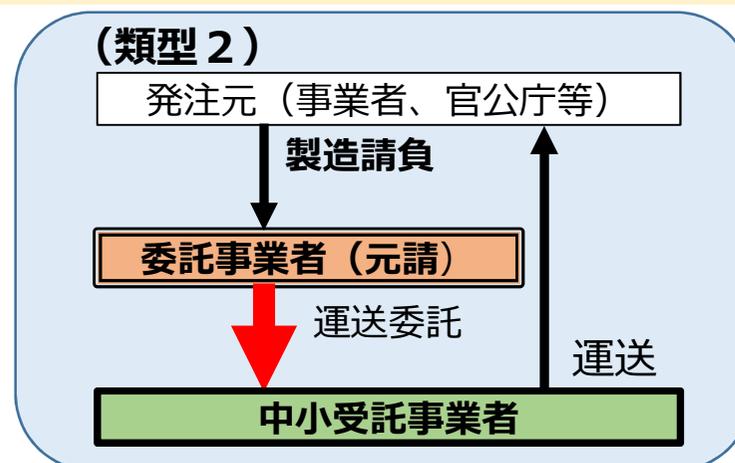
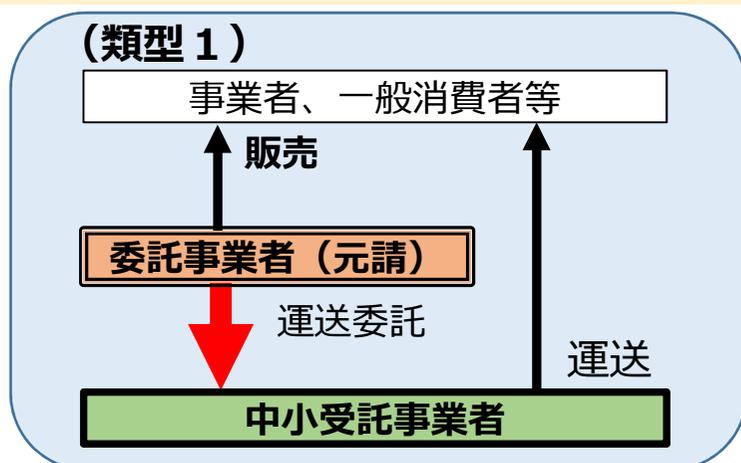
現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



特定運送委託②

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。



※  が取適法の対象となる取引

「運送の行為の一部」

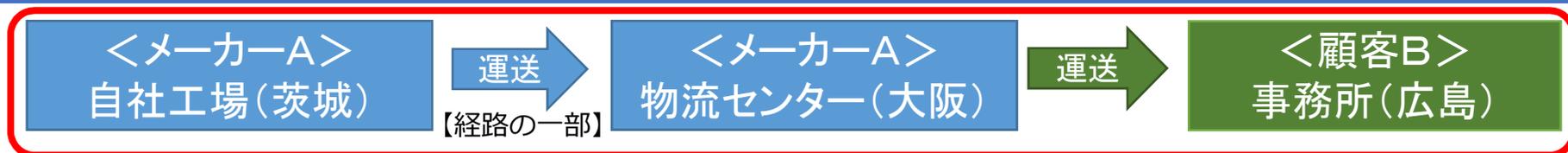
- 「運送の行為の一部を他の事業者へ委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者へ委託することをいう。

同一法人の拠点間運送

- 同一法人の拠点間の運送が、当該拠点間の販売等に基づいて行われていたとしても、その販売等は、通常、取引の相手方に対する運送とはいえず特定運送委託には該当しない。（例：商品の運送が、社内の倉庫への移動である場合）

同一法人の拠点間運送の例外

- 取引の相手方に対する運送であって、自社の拠点を取引の相手方に対する運送の「経路の一部」として利用する場合には、その拠点間の運送委託も特定運送委託に該当する。



経路全体が特定運送委託に該当

【具体例】

- ✓ メーカーAが、顧客Bに納品するために仕分けられた商品を、茨城県にある自社工場から、広島県にある顧客Bの事務所まで運送する。
- ✓ その際、大阪府にあるメーカーAの物流センターを中継地点として利用する。
- ✓ 自社工場から物流センターまでの運送は、顧客Bの事務所までの運送の「経路の一部」であり、経路全体が特定運送委託に該当する。

木型等の対象への追加【改正】

- 現行の下請法の製造委託においては、物品等の製造のほか、物品等の製造に用いられる金型の製造については適用対象。
- 改正により、**専ら物品等の製造に用いる木型、工作物保持具（治具）等の製造を製造委託の適用対象に追加。**

用語	運用基準における解釈・具体例
専らこれらの製造に用いる型	目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のもの
その他の物品の成形用の型	例えば、樹脂製の型など
工作物保持具	いわゆる治具
専らこれらの製造に用いる特殊な工具	汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のもの

参照条文

「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは**専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具**又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は**専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具**の製造を他の事業者へ委託すること」をいう（第2条第1項）。

規模要件

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金 3 億超

資本金 1 千万超 3 億以下

常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金 5 千万超

資本金 1 千万超 5 千万以下

常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

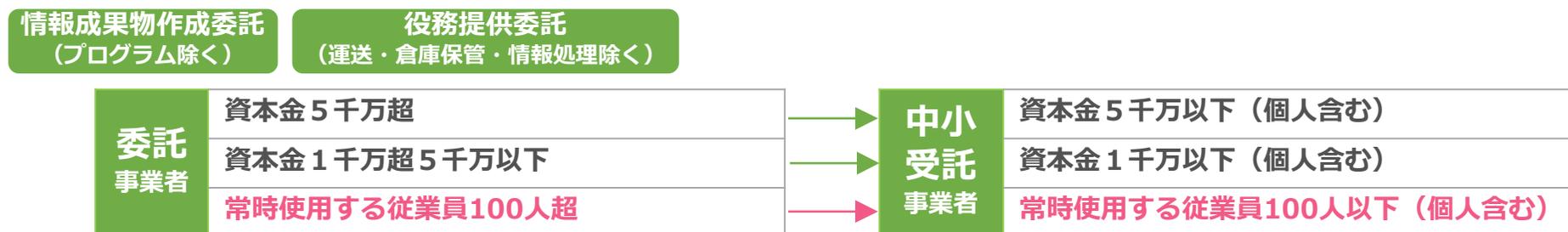
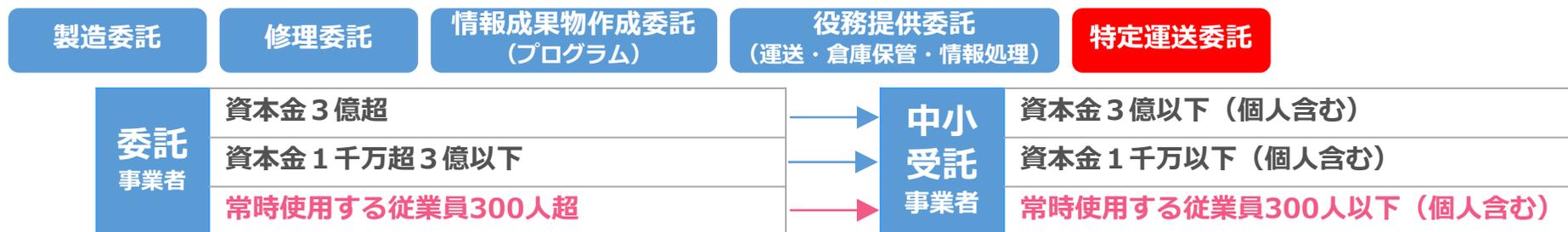
※赤色は改正内容

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

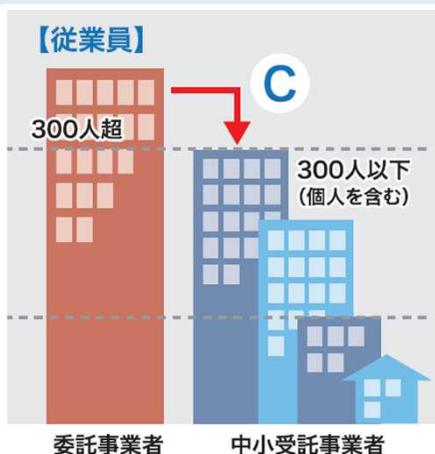
改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。



従業員基準②

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託の一部（※1）」、「役務提供委託の一部（※1）」、「特定運送委託（改正により追加）」の場合の従業員基準は以下のとおりです。

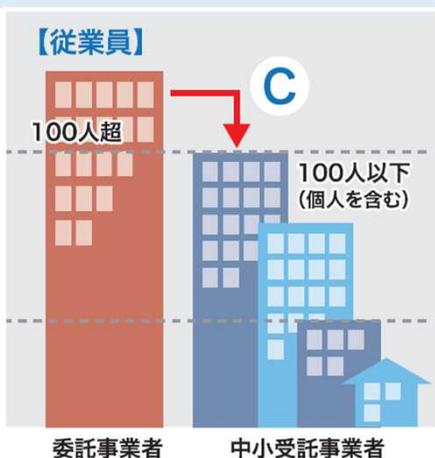


（※1）プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

従業員300人超

従業員300人以下
(個人を含む。)

「情報成果物作成委託（※2）」、「役務提供委託（※2）」の場合の従業員基準は、以下のとおりです。



（※2）プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

従業員100人超

従業員100人以下
(個人を含む。)

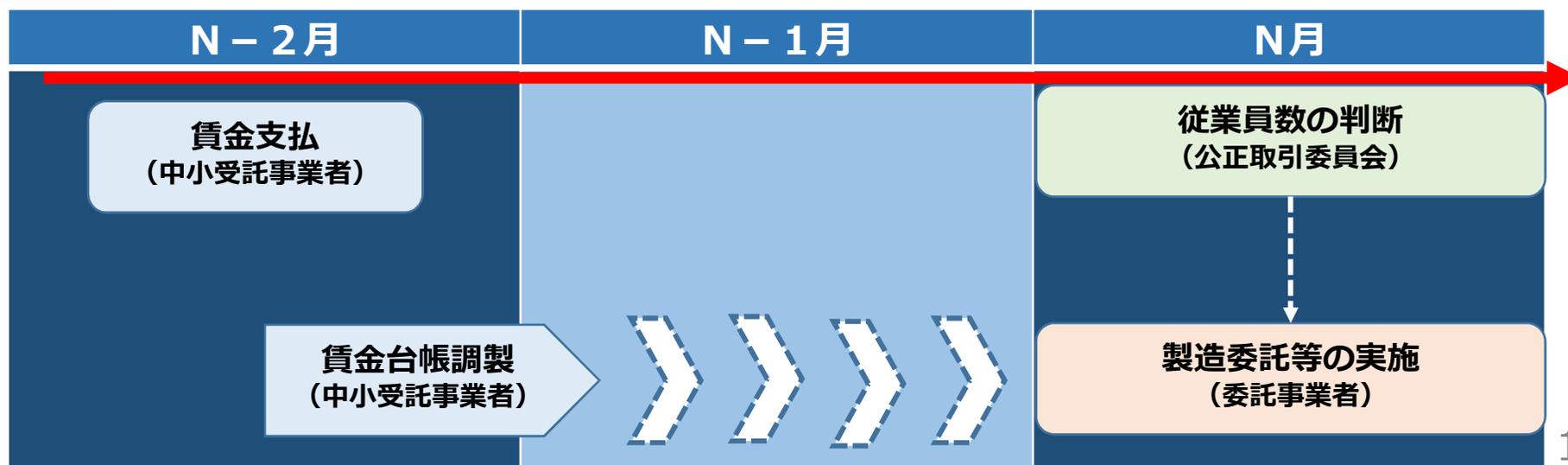
「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

- 「常時使用する従業員」とは
その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、**日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの**をいう。
- 「常時使用する従業員の数」とは
当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。**

「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※**委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
- ※**原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、例外的に下記の取扱いを行うことも可能。**
- ※**グループ会社等の場合には、法人単位で従業員数を判断。**

例 ※**N-2月**の賃金台帳上の労働者の数をもって、**N月**の「常時使用する従業員の数」とする



従業員基準に関する留意事項

中小受託事業者からの回答に誤りがあった場合の取扱い

- ・ 委託事業者が、中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員の数」について確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、当該中小受託事業者に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、委託事業者が本法に違反することとなった場合、委託事業者による本法違反行為については是正する必要があるため、当該中小受託事業者に対する本法違反行為について、必要に応じて、指導及び助言を行うことがあるが、**直ちには、勧告を行うものではない。**

委託事業者の確認義務の有無

- ・ **委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
(例えば、取引の相手方の貸金台帳の閲覧やその写しの取得は必須ではない。)
- ・ 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなるが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれる。

中小受託事業者の説明義務の有無

- ・ **中小受託事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はないが、委託事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれる。**

その他の注意点

- ・ 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断される。そのため、**製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となる。**

委託事業者の禁止行為の概要

- ・ 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の**行為を禁止**。
- ・ **中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となる。**

委託事業者の禁止行為

【第5条第1項に該当する行為】

- ①受領拒否の禁止 **Point! 改正**
- ②代金の支払遅延の禁止
- ③代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

【第5条第2項に該当する行為】

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

Point! 改正

手形払等の禁止【改正】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)【改正】

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する額の現金金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乘せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受ける等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

● 電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

● 一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

協議に応じない一方的な代金決定の禁止① 【第5条第2項第4号】 **【改正】**

- 委託事業者が、**中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。**

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行

対価に着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



引下げ後の対価



利益

改正法

交渉プロセスに着目した規定

【コスト上昇型】

従前の対価



引上げ後の対価



※コストアップに見合わない引上げ幅

利益

協議に応じない一方的な代金決定の禁止②

運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

- 中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- 「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。

振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反**とするよう、運用基準を見直すこととする。

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、**下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、**親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を**差し引いて下請代金を支払うことが認められる。**

【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から**差し引いて支払うことは減額に当たる。**

不当な経済上の利益の提供要請

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、**無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、不当な経済上の利益提供要請に該当する。**

【参考】製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準

運用基準

- 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、**運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、法第5条第2項第2号に該当する。(第4の7(6))**

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

- 7-13 従業員の派遣要請
委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を委託している中小受託事業者に対し、自身の事業所の構内での事故防止のためとして、荷役作業や車両移動時の立会のために従業員を派遣させた。
- 7-14 労務の提供要請
委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。
- 7-15 関税・消費税の立替え要請
委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、物流業務に付帯して輸入通関業務を委託するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった。

発注内容等を明示する義務 【第4条】

- 口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、**発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等）**を**書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければならない。**

発注書面に記載すべき事項

必須	<ul style="list-style-type: none"> ① 委託事業者及び中小受託事業者の名称 ② 製造委託等を委託をした日 ③ 給付の内容（品目、品種、数量、規格、仕様等） ④ 物品等の受領期日（役務提供委託の場合は、期間でも可） ⑤ 物品等の受領場所（役務提供委託の場合は、役務が提供される場所）
該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 検査完了期日（検査をする場合）
必須	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 製造委託等代金の額 ⑧ 製造委託等代金の支払期日
該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、その期間の始期、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日 ⑩ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができるとする期間の始期及び電子記録債権の満期日 ⑪ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法 ⑫ 明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日

電磁的方法による書面交付【改正】

- 書面等の交付義務について、**中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。**

電磁的方法による提供

電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法

電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法

電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付すること等

ポイント

- 委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

面的執行の強化【改正】

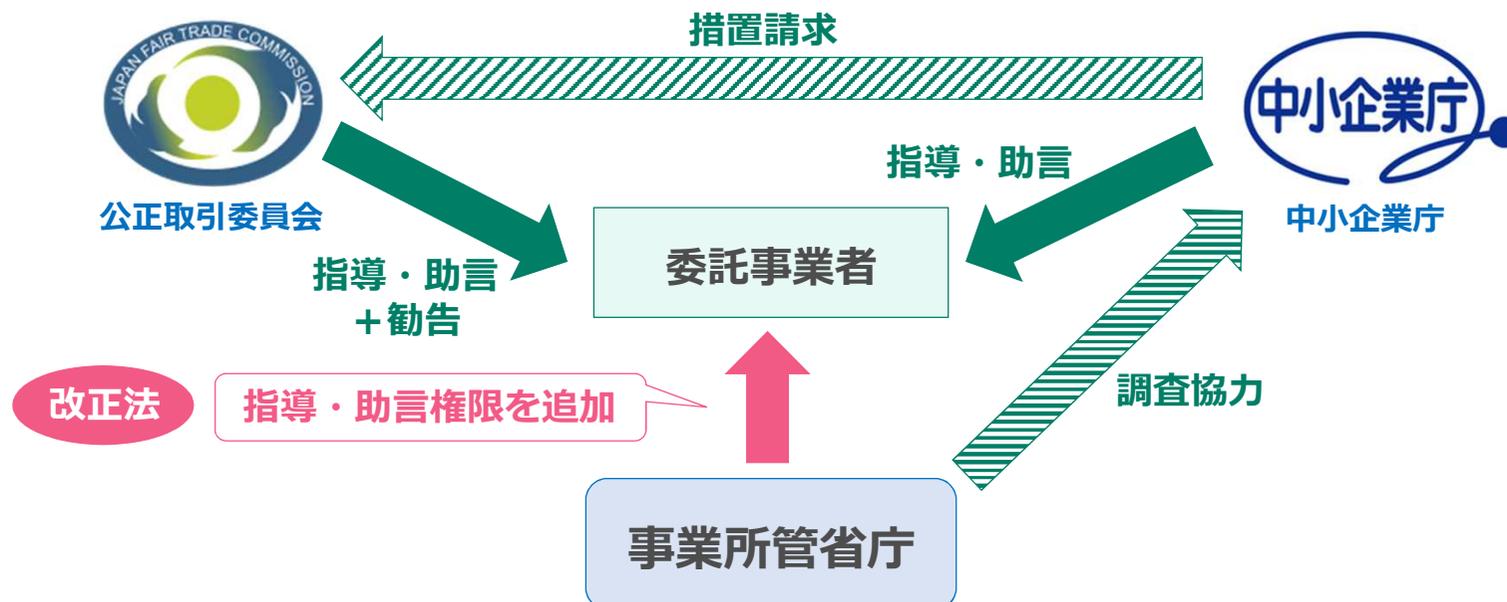
面的執行の強化【第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ **事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与**する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「**報復措置の禁止**」の申告先として、**現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加**する。





2. 労務費転嫁指針・相談窓口等

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映**させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。
また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

・説明動画
(公正取引委員会公式YouTubeチャンネル)
<https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM>



受注者として採るべき行動／求められる行動（令和6年度特別調査報告書別紙より抜粋）

○ **相談窓口の活用【行動①】**

業種名	内容
道路貨物運送業	当社が加盟する団体では、国、県などの行政機関、商工会議所・商工会との連携を図り、価格転嫁に関する講習会を開催していることから、これに積極的に参加し、価格交渉の参考とした。講習会での説明を踏まえ、最低賃金等の公的指標を根拠として発注者に値上げを打診し、価格改定の必要性を繰り返し説明した結果、価格改定が実現した。
ビルメンテナンス業	労働者派遣に係る賃金の相場と最低賃金との間に乖離があることから、都道府県労働局に赴き、発注者との価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談の上、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、価格引上げの根拠とした。その結果、要請した額の8割程度は引き上げてもらった。

○ **値上げ要請のタイミング【行動③】**

業種名	内容
電気機械器具製造業	受注品が多品種に及ぶことから、商品群単位で準備ができたものから順次、値上げ交渉の申入れをしている。
映像・音声・文字情報制作業	少し前から頻繁に「価格転嫁」というワードを報道等で耳にするようになり、物価上昇を受けた賃金の上昇機運の高まりを感じていたところ、労務費転嫁交渉指針が公表されたことも後押しとなり、思い切って翌年度の契約更新時に労務費の価格転嫁を要請したところ、20数年ぶりに単価改定を実現することができた。

○ **発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示【行動④】**

業種名	内容
技術サービス業	労務費について、以前は作業時間のみを見積り計上していたが、移動時間についても発注者に価格転嫁を要請したところ、受け入れてもらった。
輸送用機械器具製造業	従来当社負担が通例となっていた費用について、労務費転嫁交渉指針を示して発注者に負担してもらえないか交渉したところ、発注者も労務費転嫁交渉指針の内容を知っていたことから受け入れられた。

下請法違反被疑事実についての申告窓口

オンラインによる申告窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuishitauke.html>

電話・郵送による申告窓口

**公正取引委員会 事務総局
経済取引局 取引部 申告受付担当**

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581) 5471(代)

北海道事務所 申告受付担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 申告受付担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 申告受付担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 申告受付担当

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 申告受付担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 申告受付担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 申告受付担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 申告受付担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

自発的申出

自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額、自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規に受けた自発的な申出の件数	24件	32件	23件	39件	32件
処理した自発的な申出の件数	58件	34件	20件	39件	36件
自発的申出による原状回復の金額	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	3,230名	433名	91名	2,158名	525名

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している

(平成20年12月17日公表^(注))。

(注) https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

相談窓口

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 取適法担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 取適法担当

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 取適法担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

取適法の御案内

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

The screenshot shows the homepage of the Japan Fair Trade Commission (JFTC). At the top, there is a navigation bar with the JFTC logo and name in Japanese and English, along with social media icons and a search bar. Below the navigation bar, there is a main banner with the text "公正で自由な競争が 持続的な成長と生活水準を 向上させる" (Fair and free competition leads to sustainable growth and improvement of living standards). The banner features a graphic of people standing on a globe with the JFTC logo. Below the banner, there is a carousel of featured content. The first item is highlighted with a red box and a mouse cursor, showing the text "取引適正化に向けた 公正取引委員会の取組" (JFTC's efforts for fair transaction). Other items in the carousel include "競争の活性化に関する提言 (アドボカシー活動)" (Recommendations on revitalizing competition (advocacy activities)), "デジタル分野における 公正取引委員会の取組" (JFTC's efforts in the digital field), and "2024年11月1日から フリーランスの方のために、新しい法律が スタートします。" (Starting from November 1, 2024, new laws will start for freelancers).

更なる理解を深めるために

この資料の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。
さらなる理解を深めるためには、各種パンフレットを公正取引委員会ウェブ
サイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

掲載URL [トップページ](https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html) > 報道発表・広報活動 > 各種パンフレット

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



中小受託取引 適正化法 ガイドブック 「下請法」は 「取適法」へ	中小受託取引 適正化法 テキスト	優越的地位の 濫用 ～知っておきたい 取引ルール～	物流特殊指定 知っておきたい 「物流分野の 取引ルール」
			